

○石川県警察市民応接向上推進委員会設置要綱の制定について

昭和62年11月26日教発第615号、務発第1276号、
捜一発第752号、防発第612号、公発第726号、
交企発第445号、学発第211号警察本部長より
各部・課・隊・校・署長あて

改正 平成20年7月9日務甲達第140号
平成22年4月30日人育甲達第39号

石川県警察市民応接向上推進委員会設置要綱

1 趣旨

この要綱は、県民の立場に立つた「明るく親切な市民応接」を推進するため、警察本部に石川県警察市民応接向上推進委員会を設置し、石川県警察の市民応接向上に関する諸方策を積極的に推進するための必要な事項を定めるものとする。

2 設置

警察本部に、石川県警察市民応接向上推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

3 任務

委員会は、各種の警察活動における警察職員の市民応接の向上に関する方策について総合的に検討し、その推進を図ることを任務とする。

4 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長	警察本部長
副委員長	警務部長
委員	生活安全部長
	刑事部長
	交通部長
	警備部長
	警察学校長
	情報通信部長
	人材育成課長

5 運営

(1) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議事を主宰する。

(2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、委員会への出席を求めることができる。

(3) (1)及び(2)に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

6 幹事会

(1) 委員会を補佐させるため、委員会に幹事会を置く。

(2) 幹事会は、石川県警察の処務に関する訓令（昭和47年石川県警察本部訓令第3号）第40条の2に規定する総務担当課長会議をもつて充てる。

7 庶務

委員会及び幹事会の庶務は人材育成課において行う。

附 則

この要綱は、昭和62年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月9日から施行する。